

第20章 金融に関する国際的な議論

2008年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008年11月に第1回G20首脳会合（サミット）がワシントンで開催された。その後、G20やFSBをはじめとする国際的な基準設定主体において、危機の再発防止に向けた規制改革が議論されてきた。金融庁は、こうした金融に関する国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20・金融安定理事会 (FSB) ・バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	
アジア・オセアニア			アルゼンチン			サウジアラビア			○	○	○	
日本	⑦	○	○	欧州			南アフリカ			○	○	○
中国	○	○	○	英国	⑦	○	○	基準設定主体				
韓国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)		○	—	
オーストラリア	○	○	○	フランス	⑦	○	○	証券監督者国際機構 (IOSCO)		○		
インドネシア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	保険監督者国際機構 (IAIS)		○		
インド	○	○	○	ロシア	○	○	○	国際会計基準審議会 (IASB)		○		
トルコ	○	○	○	スイス		○	○	グローバル金融システム委員会		○		
香港		○	○	オランダ		○	○	BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI)		○		
シンガポール		○	○	スペイン		○	○	国際機関				
米州			ベルギー				○	国際決済銀行 (BIS)		○		
米国	⑦	○	○	ルクセンブルク			○	欧州中央銀行 (ECB)		○	○	
カナダ	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際通貨基金 (IMF)		○		
ブラジル	○	○	○	欧州委員会 (EC)	○	○		世界銀行 (WB)		○		
メキシコ	○	○	○	中東・アフリカ				経済協力開発機構 (OECD)		○		

(※1) G20メンバーのうち、「⑦」としているのはG7メンバー。

(※2) 証券監督者国際機構 (IOSCO) ・保険監督者国際機構 (IAIS) には、それぞれ、上記のほか100以上のメンバーが参加。

第1節 G20

I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等を議論するため、G7を超えた新興国を含む首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、国際経済協力に関する「第1のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されており、幅広い政策課題について議論が行われているが、金融規制関係は引き続き主要議題の1つとされている。

II 主な議論

2017年7月にハンブルグ（ドイツ）で開催されたG20サミットにおいては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 合意された国際基準に基づく、開かれた、強靱な金融システムは、持続可能な成長を支えるためにきわめて重要である。
- ② 合意されたG20金融セクター改革の課題の最終化と、適時、完全かつ整合的な実施に引き続きコミットしている。
- ③ 銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなくバーゼルⅢの枠組みを最終化に取り組む。
- ④ 金融規制改革の影響を評価するためのFSBの作業と、実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを支持する。

また、2018年3月にブエノスアイレス（アルゼンチン）で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制・暗号資産に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 金融規制
 - 金融システムは引き続き開かれ、強靱で、成長を支えるものでなくてはならない。
 - 金融危機後の規制改革の主要な要素の完了となるバーゼルⅢの最終化を歓迎する。
 - 規制の実施や規制の影響評価への取組みに引き続きコミットする。
- ② 暗号資産
 - 暗号資産の基礎となる技術を含む技術革新が、金融システムの効率性と包摂性及びより広く経済を改善する可能性を有していることを認識する。
 - 暗号資産は、消費者及び投資家保護、市場の健全性、脱税、マネロン・テロ資金供与等に関する問題を提起しており、ある時点で金融安定に影響を与える可能性がある。
 - 国際的な基準設定主体がそれぞれのマンデートに従って、暗号資産及びそのリ

スクの監視を続け、多国間での必要な対応について評価することを要請する。

- その中でも特にマネロン・テロ資金対策として、FATF 基準の内容を暗号資産に適用することにコミットするとともに、FATF に対し、同基準の見直しに期待し、世界各国に実施を推進することを要請する。

参考：G7

I 沿革

日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの7ヵ国間で、経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として1986年に設立が合意された。同年9月に第1回G7首脳会合（サミット）が開催され、近年は年1回の首脳会合（サミット）と年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論のほか、開発や新興市場国など幅広い政策課題について議論が行われている。

II 主な議論

2018年6月にウィスラー（カナダ）で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議における、暗号資産・サイバーセキュリティに関する議長総括は以下の通り。

〔議長総括〕

○ 暗号資産のリスクと潜在的利益のバランス

大臣・総裁は、暗号資産について議論した。関連する技術が金融セクターをより効率的にする可能性がある一方、暗号資産は、不正取引の実行に使われる可能性があり、投資家保護や市場の公正性の問題を提起しうる。大臣・総裁は、グローバルに相互連結した金融システムの中で、規制行動が効果的であることを確保するために、国際協調が必要であると合意した。

○ 金融セクターのサイバーリスクへの対処

大臣・総裁は、金融セクターの大規模なサイバー事案の「発生後」を想定したシナリオに参加した。金融セクターが高度に、グローバルに相互連結する中、大規模なサイバー事案には、国際的に協調した対応が必要となる。大臣・総裁は、そのような事案やそれに関連する影響が、グローバル金融システムにどのように波及するかを特定するために、そのシナリオを通じて議論を行い、G7のサイバーエキスパートグループが潜在的に協調を要する可能性のある課題への対処を支援しうる分野を強調した。

2017年5月にバーリ（イタリア）で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

- ① 代理業者も含めた資金移動業者の監督と監視を引き続き改善。
- ② G7サイバー専門家グループに対し、サイバーセキュリティの効果的な評価のための基礎的な要素を策定するよう指示。
- ③ サイバー攻撃が我々の経済に対して増大する脅威を与えており、経済全体にわたる適切な政策対応が必要。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 沿革

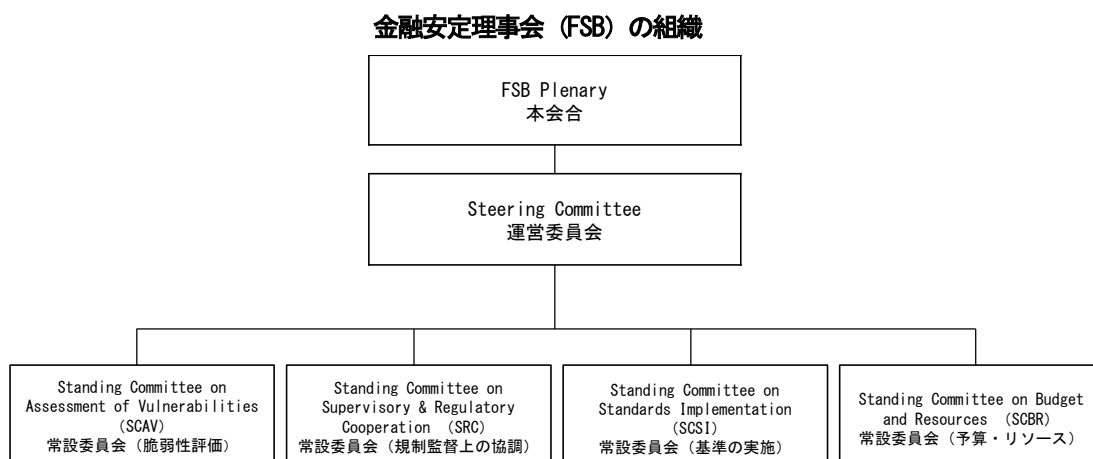
1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝染（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

その後、リーマン・ショックを契機に、FSFのメンバーをG20メンバーの財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融安定に係る国際的な課題を議論することである。

II 組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥C I S諸国、の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

FSBは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 金融規制改革の影響評価

F S Bは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革がどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015年以降、毎年、G20サミットに向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表しており、2017年7月のG20サミットに向け、第3次年次報告書を公表。

加えて、F S Bでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照すべき基準点を提示するため、2017年7月に「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」の策定・公表。本枠組みに沿って、店頭デリバティブの清算集中を促すインセンティブへの影響評価を開始。また、金融規制改革の金融仲介機能に対する影響評価も開始し、2018年のG20サミットまでにインフラ金融への影響の分析が取りまとめられ、日本が議長を務める2019年のG20サミットまでに中小企業金融への影響について、実質的に最終的な報告が行われる予定。

2. 金融機関の実効的な破綻処理

F S Bでは、傘下の破綻処理運営グループ（R e S G：Resolution Steering Group）において、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。

また、R e S G傘下のクロスボーダー危機管理グループ（C B C M：Cross Border Crisis Management Group）において、銀行の破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2017年7月に内部T L A C要件の実施に係るガイダンス及び、金融機関破綻時の金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンスが公表された。また、2018年6月、ペイルイン実行に関するプリンシプル及び、実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素が公表された。なお、保険会社やF M Iについても、R e S Gの傘下部会であるi C B C Mやf m i C B C Mにおいて、Key Attributesに沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

3. 金利指標改革

L I B O R等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2013年7月にI O S C Oより、金融指標全般について指標決定過程の透明性や経済実態の反映を求める「金融指標に関する原則」の最終報告書が公表された。また、G20の要請を受け、2014年7月にF S B報告書「主要な金利指標の改革」が公表され、T I B O R・L I B O R・E U R I B O Rの3指標を主な対象として、より実取引に裏打ちされた形で

指標の算出が行われるようにするための改革（IBORs改革）を進めるとともに、銀行の信用リスクを含まないリスク・フリーに近い指標（リスク・フリー・レート）の特定・活用を並行的に推進する「マルチプル・レート・アプローチ」が提言された。

上記の報告書を踏まえ、TIBORについては、全銀協TIBOR運営機関が、2014年12月以降3回の市中協議を経て、2017年2月、改革案を最終化し、同年7月24日、改革を実施した。同改革においては、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上されるよう、各リファレンス・バンクがレート呈示を行う際のウォーターフォール構造（優先順位）を定め、実取引に依拠した呈示プロセスを統一・明確化した。

リスク・フリー・レートについては、日本銀行が事務局を務める「リスク・フリー・レートに関する勉強会」において検討が行われ、2016年12月、日本円のリスク・フリー・レートとして、日本銀行が算出・公表している無担保コールO/N物レート（TONA）が特定された。また、2018年4月、TONAの利用拡大に向けて、同勉強会により、TONAを原資産とする日本円OIS（Overnight Index Swap）の活用事例集が公表された。

また、特定のIBORが恒久的に停止した場合においても、契約の頑健性が維持されるよう、IBORの代替となる指標への移行のための手法（フォールバック）の検討が、市場参加者を中心に進められている。

海外においては、LIBORについて、2021年末以降の存続が保証されないことを前提に、リスク・フリー・レートへの移行を促進する動きが見られる。

こうした内外の動きを踏まえ、本邦市場における取引慣行・目的に照らした適切な円金利指標の選択が可能となるよう、環境整備に努めている。

4. ミスコンダクト対応

金融機関の市場におけるミスコンダクト（不正行為）が、システミック・リスクにつながり得るほか、市場に対する信頼を低下させているとして、FSB等においてその対応について議論が実施されている。G20との関係では、ガバナンス・フレームワークに関するワーキング・グループ（WGGF）、報酬に係るワーキング・グループ（CMCG）、IOSCOによる市場に係るミスコンダクト分析等につき、FSBによる金融セクターにおけるミスコンダクトリスク低減の取組むこととし、定期的に進捗報告されている。

WGGFでは、民間セクターとの対話・当局間の意見交換等を通じ、2016年～2017年にかけて、各国で取られているミスコンダクト対応の取組みのストックテイクを行い、その結果を公表（2017年5月）した後、企業文化等の3テーマに論点を絞って作業を進め、2018年4月に企業及び監督向けツール集を公表した。

CMCGでは、ミスコンダクトと報酬の関連についてストックテイク等が行われてきたが、2018年3月に、2009年に公表した「健全な報酬慣行に関する原則及び実施基準」を補足するガイダンスを公表。更に、2018年5月にミスコンダクトリスクに対処するための報酬ツールに関する各国の報告枠組みを整合的にするための提言集

を策定し、パブリックコメントに付している。

5. レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、FSBは、2013年8月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014年10月、2015年11月に政策提言を公表。これらの提言は、2017年以降各国における実施が求められている。

また、レポ・証券貸借取引の国際的なデータ収集と集計に関してもその細目について、政策提言を2015年11月に公表。各国において2017年末までの実施が求められている。

6. 気候変動が金融に与える影響

2015年9月に開催されたFSB主催「気候変動が金融の安定与える影響に関する官民会合」での議論を踏まえ、FSBのイニシアチブにより、同年12月TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは業界主導の取組みであり、金融機関や上場企業を対象とした自主的な開示原則等の策定を目的としている。2017年7月のサミットに向けて、最終報告書が公表された。

7. FSBピアレビュー

FSBの基準の実施に関する常設委（SCSI）では、毎年テーマを選定し、全FSBメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2017年から2018年にかけては、破綻処理計画に関するピアレビューを実施されており、2018年中のレビュー完了を見込んでいる。

8. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

AML／CFT対策に係るコスト負担への懸念等から、国際的な銀行が途上国等の銀行とのコルレス契約を解消する動きが、金融包摂上の観点から問題化しているところ。

FSBは、2015年のG20サミットにおいて承認されたコルレス銀行業務からの撤退問題に係るFSBのアクションプランの実施に向け、2016年2月にコルレス銀行調整グループ（CBCG: Correspondent Banking Coordination Group）を設置。本グループでは、コルレス銀行業務の縮小の問題に対応し、BCBS、CPMI、FATF等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化

等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を行っている。CBCGのそれぞれの作業部会の取り組みについては、同年7月のG20サミットに向けて進捗報告書が公表された。その後、2017年7月に、送金業者の銀行サービスへのアクセスについて検討を行うタスクフォースが設置された。

第3節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975年2月に第1回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。

バーゼル委員会の会合は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において原則年3回開催されており、日本から金融庁・日本銀行が参加している。バーゼル委員会の議長は、2011年7月からスウェーデン中央銀行のイングベス議長が務めている。

II 組織

バーゼル委員会は、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、EU、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されている。

バーゼル委員会は、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有しているが、BISとは独立した存在として位置付けられている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（MPG：Macroprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

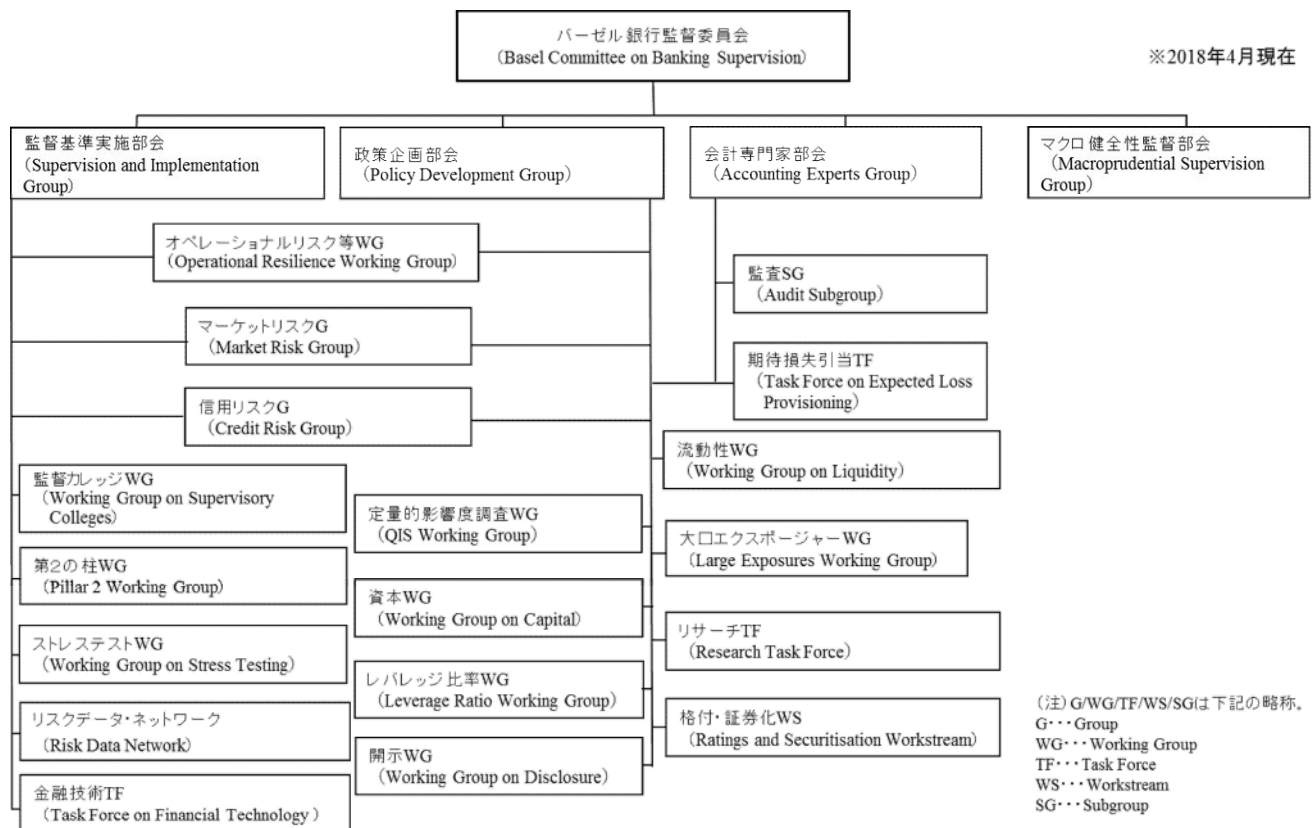
各部会・作業部会は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各

国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



Ⅲ 主な議論

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。こうした規制改革の一環として、2017年12月、バーゼルⅢが最終化され、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直しが完了した。最終化された規制の主な内容は以下のとおり。

（バーゼルⅢの最終化に係る主要項目）

1. 信用リスクの見直し

（1）標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、様々な国や規模の金融機関に利用される信用リスクに関す

る標準的手法について、規制の簡素さを維持しつつも、外部格付や担保水準に応じてよりきめ細かなリスクウェイトを適用するなど、規制のリスク感応度を向上させる見直しを行った。なお、当該見直しは、全体的な資本賦課水準の引き上げを目的とするものではない。

(2) 内部モデル手法の見直し

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき自己資本比率を算出しているが(内部モデル手法)、その結果にはばらつきが見られる。バーゼル委員会は、G20の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく見直しを行った。具体的には、モデル化になじまない資産に対する内部モデルの利用を制限すると同時に、引き続き内部モデルを利用できる場合でも、リスクパラメータ(インプット)に対する下限(フロア)を修正する等の見直しを行った。

2. 信用評価調整(CVA)リスクの計測手法の見直し

2010年に公表されたバーゼルⅢにおいて、取引相手方の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる、信用評価調整(CVA:credit valuation adjustment)の時価変動リスクに対する資本賦課が導入された。

バーゼルⅢの最終化に際して、CVAリスクの計測について、各金融機関のデリバティブ取引の規模・特性等をふまえた2つの計測手法および1つの簡便法が用意された。

3. オペレーショナル・リスクの計測手法の見直し

バーゼル委員会は、オペレーショナル・リスクの計測手法に関し、内部モデル手法である先進的計測手法(AMA)及び従来の標準的手法である基礎的手法(BIA)・粗利益配分手法(TSA)に代えて、銀行のビジネス規模指標をベースとし、損失実績も勘案する新しい標準的手法(SMA)に一本化した。

4. 資本フロアの導入

バーゼル委員会は、リスクアセットの比較可能性を高めることを目的として、内部モデル手法に基づき算出したリスクアセットの合計額が、標準的手法に基づく算出結果を大幅に下回らないよう、一定のフロア(72.5%)を設定した。新たなフロアは、2022年から2027年の5年間で段階的に導入される予定。また、フロア適用前後におけるリスクアセットの増加率の上限を25%とする移行措置が各国裁量で導入可とされている(2027年に終了)。

5. レバレッジ比率規制の見直し

銀行の抱えるリスクに応じて資本を求める（リスク・ベースの）自己資本比率を補完する簡易な指標として、銀行システムにおける過大なレバレッジの積み上がりを抑制するためのレバレッジ比率規制の導入が進められている（開示は2015年1月から開始）。

バーゼルⅢの最終化に際して、G-SIBsに対する自己資本水準の上乗せが求められることとなったほか、①デリバティブ取引、②有価証券の未決済取引、③オフバランスシート項目、④中銀預金のレバレッジ・エクスポージャーの定義の見直し等が行われた。

なお、2018年3月、2016年に最終化されたマーケットリスク規制の一部見直しを行う修正案に係る市中協議文書が公表された。

（上記以外の主要項目）

6. ソブリンリスクの取扱い

現行の自己資本比率規制上、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることが各国の裁量により可能となっている。また、国債は、大口信用供与規制（銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本（Tier 1）の25%（G-SIBs間取引は15%）までとする規制）の適用対象外となっている。

これに対し、一部のユーロ圏諸国は、こうした取扱いが自国銀行による欧州周縁国の国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたとして、規制の見直しを主張していた。

こうした議論を踏まえ、2015年1月のGHOS会合において、バーゼル委員会が、ソブリンリスクの自己資本比率規制上の取扱いについて、予断を持たず、「注意深く、包括的に、時間をかけて（careful, holistic and gradual）」検討を進めることとされていたところ、2017年12月、バーゼル委員会は、現行の規制上の取扱いを変更するコンセンサスが形成されなかったため、検討を完了し、現行の規制上の取扱いを維持することを決定した。併せて、これまでの検討において提起された潜在的な考え方（アイデア）を紹介したディスカッションペーパーを公表した。

7. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表され、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている（資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年から完全実施される予定）。

G-SIBsの選定手法は、国際的な銀行システムや銀行のビジネスモデルの構造的な変化を踏まえて、3年ごとに見直すこととされており、2017年3月、見直し提案に係る市中協議文書が、制度導入後初めて公表され、2018年7月に最終化された。見直しのポイントは以下のとおり。

- ① G-SIB選定の計算対象として、銀行グループの保険子会社に係る計数を算入するよう、取扱いを統一
- ② セカンダリー市場における銀行の活動を把握する指標として、新たに証券トレーディング指標を追加
- ③ 対外与信・対外負債指標において、デリバティブ取引に関するデータを算入し、対外負債指標については、単体ベースから連結ベースに変更
- ④ G-SIB選定に用いられた数値が開示された数値と異なる場合は、速やかに次の四半期開示において訂正することを義務付け
- ⑤ G-SIBサーチャージについて、新たにバケット水準を割り込んだ銀行について、公表の翌年より低い水準を適用するよう取扱いを明確化

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP: Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的で開催されており、銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成されるEMEAP-WGBSは年2回開催されており、現在、2年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。



第4節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて218機関（2018年6月現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2016年5月にリマ、2017年5月にモンテゴベイ（ジャマイカ）、2018年5月にブダペスト（ハンガリー）で開催された。次回は、2019年にシドニー（オーストラリア）で開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

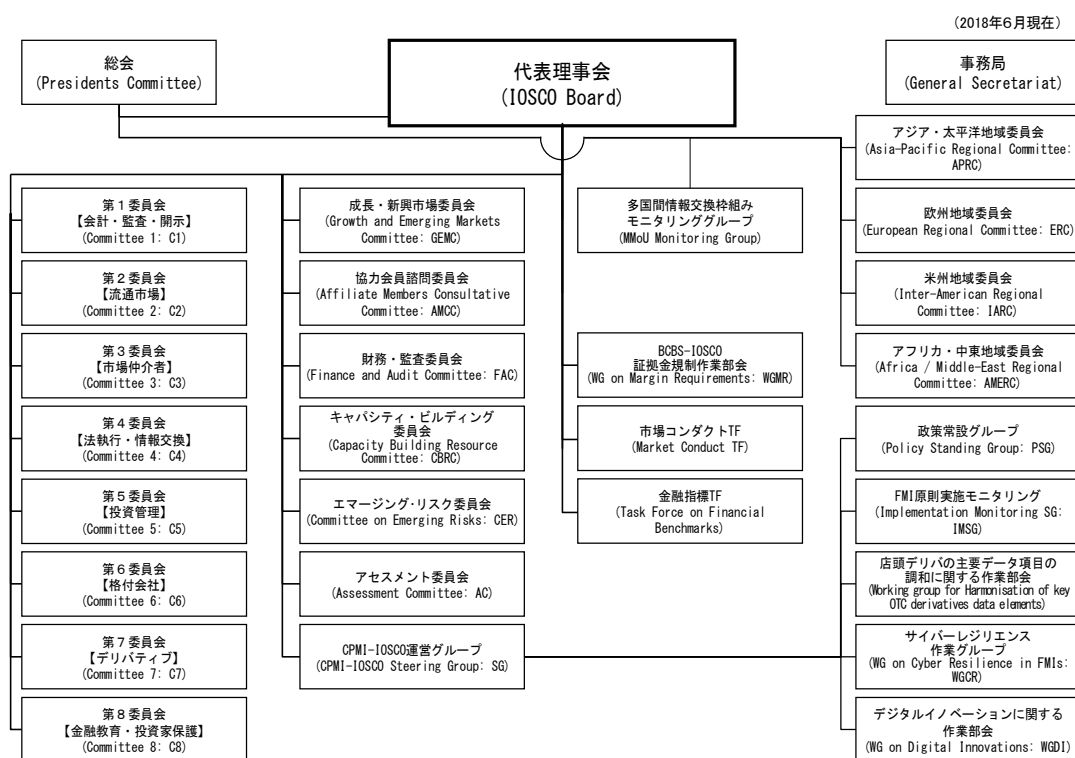
- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMoU」という。）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、当庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに署名）。

II 組織

証券監督者国際機構 (IOSCO) の組織



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、すべての普通会員の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。現在の議長は、香港証券先物委員会（SFC）のオルダーCEOである。副議長は、ベルギー金融サービス市場局（FSMA）のセルベール委員長と、成長・新興市場委員会（GEMC）委員長であるマレーシア証券委員会（SC）シン委員長の2名が務めている。いずれの任期も、2020年の総会までとされている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会 (APRC : Asia Pacific Regional Committee) に属しており、同委員会は、年2回開催されている。APRCは30当局から構成されており、2018年5月より、当庁の水口審議官が前議長 (氷見野金融国際審議官) を引き継ぐ形で議長に就任した (任期2年)。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

III 主な議論

1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善 (IOSCO・MMoUの推進) に取り組んでおり、G20サミットのマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システムック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準 (IFRS) の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準 (ISA) 等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2018年3月には、「過度の市場変動を管理し取引秩序を維持するために取引施設が活用するメカニズム」と題する市中協議文書、同年4月には、「社債流通市場の報告制度と透明性」と題する最終報告書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2018年2月には、「リテール投資家向けOTCレバレッジ商品に係る報告書」と題する市中協議文書及び「株式による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」と題する市中協議文書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMoU及び強化されたMMoU (Enhanced MMoU: EMMoU) の審査グループ (SG) において、MMoU及びEMMoU署名申請当局の審査を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステムック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2017年11月には、「投資ファンドの終了に関するグッドプラクティス」、2018年2月には、「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言」及び「オープンエンド型ファンドの流動性とリスク管理に関するグッドプラクティスおよび考慮点」と題する最終報告書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2017年10月には、「その他格付関連商品」と題する最終報告書を公表した。

8. デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017年10月から新たにデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCOの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017年10月、同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催され、そのオープニングセレモニーが東京で開催された。また、2018年4月には、同委員会の東京会合を当庁が主催した。

10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、エマージング・リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステムック・リスクの発見や監視等を行うための手法等について検討している。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2017年11月には、「マネー・マーケット・ファンド規制のピアレビューのアップデート」、「証券化におけるインセンティブ・アラインメント提言導入のピアレビューのアップデート」及び「証券市場に関するG20/FSBによる提言の実施状況報告書」を公表した。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会 (CSRC) (1997年)、シンガポール通貨監督庁 (MAS) (2001年)、米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国商品先物取引委員会 (CFTC) (2002年)、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) (2004年)、香港証券先物委員会 (SFC) (2005年) 並びにニュージーランド証券委員会 (2006年) との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国商品先物取引委員会 (CFTC) との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局 (ESMA) とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換 (2011年) 及び清算機関に関する覚書への署名 (2015年)、欧州の証券監督当局 29 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名 (2013年)、米国商品先物取引委員会 (CFTC) とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名 (2014年) をそれぞれ

行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMoUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2018年6月末現在、118の証券当局がIOSCO・MMoUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMoUを強化するための改訂が議論され、2017年3月にEMMoUが策定された。2018年6月末現在、7の証券当局がEMMoUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

なお、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での各課題・懸念等について定期的な協議を行うMMoUモニタリング・グループの議長を、2018年5月から当庁の水口審議官が務めている。

14. ICOに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、2018年1月に「IOSCO代表理事会表明: ICOs (Initial Coin Offerings) に関する懸念」を公表し、注意喚起等を行った。加えて、IOSCOは「ICO協議ネットワーク」を設立して、各IOSCO加盟当局が各国・地域の取り組みや対応を議論し、クロスボーダー事例を含む懸念事案についての情報共有を行っている。また、同年5月代表理事会において、IOSCOメンバーサイト上で情報共有を行う枠組みの設置が提案され、現在、検討が進行中。

第5節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

I 沿革

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- ② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（TR）への報告

また、2011年のカンヌ・サミットにおいては、BCBS-IOSCOに対して、2012年6月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州による規制の域外適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。

また、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、CCPの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきている。さらに、デリバティブの中央清算促進のインセンティブに対して、金融危機後の各種規制改革がもたらす影響を評価するため、FSB、BCBS、CPMI、IOSCOの下でDerivatives Assessment Teamが組成され、2017-2018年にかけて作業を行っている。当該作業の結果は、2018年のG20サミットに提出される。

II 主な議論

1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

(1) 政策常設グループ (PSG)

金融市場インフラの規制のあり方について議論するグループ。2017年6～7月に、CCPの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する追加ガイダンス、2018年4月に当局によるCCPのストレステストの枠組みが公表された。

(2) 実施モニタリング・グループ (IMSG)

FMI原則の各国実施を促進するため、FMI原則28法域において、実施状況を定期的に評価・モニタリングするグループとして設置されたグループ。2018年5月には、世界のCCPリスク管理に関する評価報告書を公表している。

(3) 店頭デリバティブの主要データ項目の調和グループ (HG)

2014年9月、FSBより、店頭デリバティブの取引参加者により各取引情報蓄積機関 (TR) へ報告された情報の国際的な集約を可能とするため、①UTI (固有取引識別子) 及びUPI (固有商品識別子) の開発と導入、②取引報告データのグローバルな調和に向けたガイダンスの策定、が提言された。この提言に基づき、CPMI-IOSCOは当該作業部会を2014年11月に立ち上げ、(1)UTI、(2)UPIについて技術ガイダンスの策定作業及び(3)その他重要データ項目 (CDE: Critical Data Elements) について技術ガイダンスとガバナンス (実施を効果的に行うための体制や役割等) の策定作業を進めてきた。

これまでに、UTI・UPI・CDEの技術ガイダンスに関する作業が終了し、それらの最終文書が各々2017年2月、同年9月、2018年4月に公表された。現在はCDEのガバナンスに関する議論が進行中である。

2. FSB店頭デリバティブ作業グループ (ODWG)

2009年のピッツバーグ・サミットにおける合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革の進捗を管理する目的で設立された。定期的に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。

直近では第12次報告書を2017年6月に公表。同報告書では、規制改革は全体として、各国において進捗しており、特に、第11次報告書からは、証拠金規制の導入が、11法域から14法域へと拡大 (2017年6月末時点) し、その他の分野においても、緩やかなペースではあるが、改革が進行中としている。

3. FSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会 (GUUG)

当該作業グループ (GUUG) は、CPMI-IOSCOで検討されたUTI・U

PI技術ガイダンスの実施を効果的に行うため、ガバナンスの枠組みの検討を行う作業グループとして2016年3月にFSBの傘下へ設置された。2017年10月にUPIガバナンスの最終文書が公表され、現在はUPIガバナンスに関する作業を行っている。

4. BCBS-IOSCO 証拠金規制作業部会 (WGMR)

CCPで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会(WGMR)を設置して、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月(第1次)及び2013年2月(第2次)の2度にわたり市中協議文書を公表し、2013年9月に最終報告書を公表、2015年3月に最終報告書の改訂を公表した。現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

5. その他

(1) 清算集中に係る相互依存性分析グループ (SGCCI)

FSB SRC、FSB ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOが策定したCCPに関する作業計画に基づいて、清算集中に係る相互依存性の分析作業を行っている。世界26の主要CCPからデータを収集し、CCPと清算参加者等との間の相互依存性について分析を行い、2017年7月に第1回報告書を公表した。現在、第2回の相互依存性分析作業を継続している。

(2) 取引主体識別子 (LEI)

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013年1月、当局からなる規制監視委員会(ROC)が発足。2014年6月には中央業務機関(COU)を運営する組織としてグローバルLEI財団が設立され(グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法)、その後は、LEIの利用拡大の検討、符番されたLEIの更新、LEI参照データ項目の検討など実務的な議論が進展している。

第6節 保険監督者国際機構（IAIS）

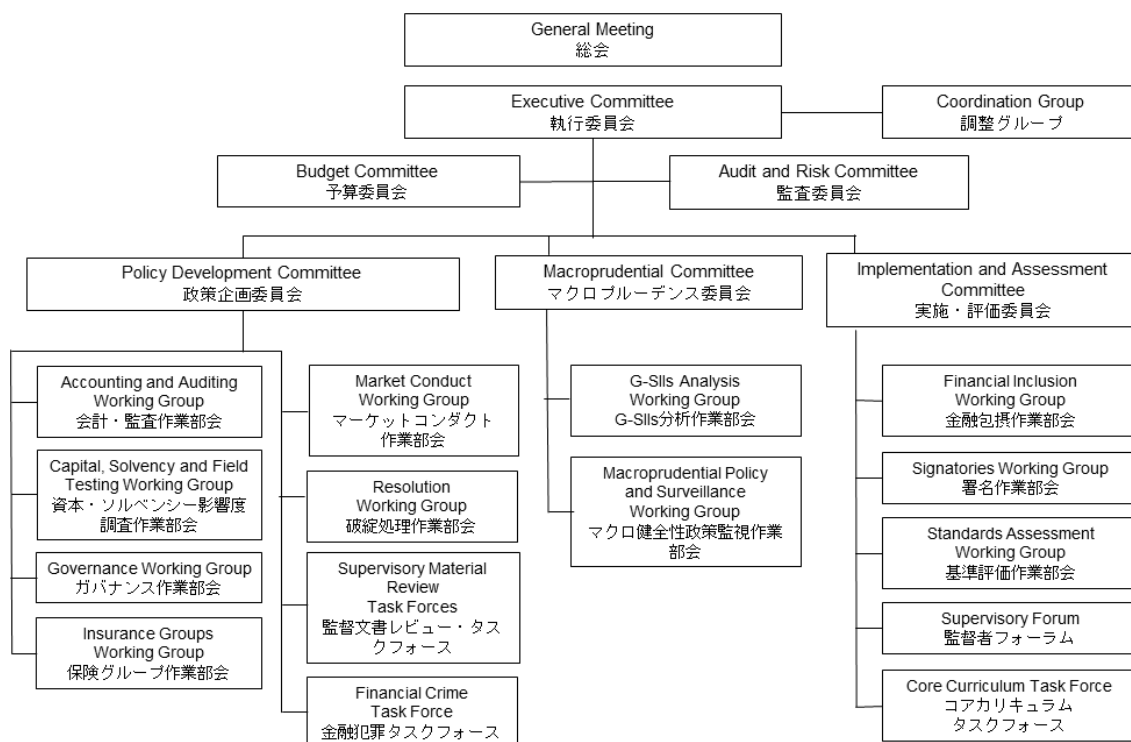
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に統合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献、を目的に設立された。事務局はバーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

保険監督者国際機構（IAIS）の組織



1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：5、西欧：

5、アジア：5、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：1、北アフリカ・中東：2、中東欧：1、オフショア：2）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の太田国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のマクピーク会長、中国銀行保険監督管理委員会のチェン副主席の3名が務めている。

3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、国際資本規制検討、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

4. マクロプルードランス委員会

執行委員会の下、システミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルードランス委員会の下には、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs: Global Systemically Important Insurers）の選定に係る分析作業、グローバルな保険市場に関する報告書の作成を行う作業部会が設置されている。

5. その他の委員会等

各国における監督基準の実施、実施状況の評価に関する議論を行う実施・評価委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

III 主な議論

1. システミック・リスクへの対応

FSB及びIAISは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定手法及び政策措置を公表し、保険会社9社をG-SIIsに選定した。それ以降、毎年11月に更新リストが公表されていたが、2017年は更新されず、2016年のリストが引き続き適用されている。（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。選定手法は3年に1度見直されており、次回の見直しは2019年に行われる。

また、従来の機関別のシステミック・リスク評価手法（EBA: Entity-Based Approach）を補完または代替するものとして、保険会社の「活動」に着目したシステミック・リスク評価手法（ABA: Activity-Based Approach）の検討が開始されている。2017年12月には、中間市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」が公表された。

2. I A I G sの監督のための共通枠組み (C o m F r a m e) の検討

I A I Sでは、金融危機を踏まえた対応として、2010年より「国際的に活動する保険グループ(I A I G s)」の監督のための共通枠組み(C o m F r a m e: Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups)を検討している^(※)。

C o m F r a m eは、並行して改訂作業が行われている、全保険会社向けの要件である保険基本原則(I C P: Insurance Core Principles)に統合された上で、2019年の年次総会で承認される見込み。

(※) I A I G sを判断するベンチマークとして、「3以上の管轄区域において保険料収入があるかつ海外保険料収入10%以上を前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。

3. I A I G sに適用される「国際資本基準」(I C S) の検討

C o m F r a m eのうち資本基準については、I A I Sは2013年12月より、I A I G sに適用する国際資本基準(I C S: Insurance Capital Standard)の検討を開始した。これまで2回の市中協議(2014年、2016年)と3回の影響度調査(フィールドテスト、2015年、2016年、2017年)を実施しており、2017年7月にはI C S Version 1.0(拡大フィールドテストのための国際資本基準)を公表した。同年11月には、2019年に策定される、監督に用いる基準としてのI C S Version 2.0について、策定後5年間をモニタリング期間とすることに合意した。

第7節 金融活動作業部会（FATF）

I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に現在35か国・2地域機関。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は2012年4月のFATF大臣会合での承認により、2020年までの活動期間延長が決定されている。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

「総会」に相当するFATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互審査が順次実施されている。日本に対する相互審査は2019年から開始され、2020年6月のFATF全体会合で審査結果が採択される予定である。

第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、新「40の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する11項目の有効性（Effectiveness）についても審査されることとなる。

現在、金融庁内の体制を整え、民間金融機関等における取組みを促すなど、第4次相互審査への対応を進めているところである。

Ⅱ 主な議論

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与がクロスボーダーで実行される中、対策の実効性向上のためには官民間問わず不審な取引等の情報共有が必要不可欠との観点から、これを促進すべく、関連するFATF勧告等を改定し、金融グループ内のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に必要な範囲で、不審な取引に関する情報の共有が求められることを明確化するとともに、民間セクターにおける情報共有に関するガイダンスを策定、公表した。

また、暗号資産がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手段として悪用される脅威等についても各国の経験を踏まえて議論を実施している。2018年3月に公表されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議声明において、FATFに対し、FATF勧告等の基準の見直しを期待し、世界各国に実施を推進するよう要請することが盛り込まれており、今後、FATFにおいてさらなる議論が進められる見込みである。

第8節 その他の主体

I 経済協力開発機構（OECD）

1. 沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を神田真人 財務省主計局次長 兼 金融庁総務企画局（2018年6月現在、組織再編後は総合政策局）が務めている。

2. 主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の1つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなるOECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂作業を開始。2015年11月のG20サミットに提出され、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

- ① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

改訂原則の普及・実施のため、同原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006年策定）も、2017年3月に改訂・公表された。また、OECDによるテーマ別ピアレビューのテーマとして、“Flexibility and Proportionality”（比例性と柔軟性）が実施され、日本は重点審査国として2017年11月のOECDコーポレート・ガバナンス委員会において報告を行った。

また、2017年10月に、OECDによるアジア地域非加盟国を対象としたアウトリーチ活動の一環として、OECDアジア・コーポレートガバナンス・ラウンドテーブル東京会合を開催し、アジアを中心に、欧、米、中東等も含む世界各国の規制

当局、証券取引所、学界、実業界等からのべ249名の参加があり、近年のコーポレート・ガバナンスの進展、アジア株式市場と成長企業による金融アクセス、証券取引所の役割の進化等のテーマを扱い、特にアジア地域におけるコーポレート・ガバナンスの分野での議論を主導した。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会（IPPC）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、2016年以降毎年開催している会合。第1回会合は東京（2016年4月）、第2回会合はタイ・バンコク（2017年9月）で開催された。第3回会合（2018年4月）は東京で開催され（当庁、OECD、アジア開発銀行研究所（ADB I）による共催）、人口動態、技術革新、気候変動といった保険市場を取り巻く課題や、退職貯蓄の改善について議論が行われた。

II 国際通貨基金（IMF）

1. 金融部門評価プログラム（FSAP）

金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）は、IMFが加盟国の金融部門の安定性を評価するプログラム。①ストレステスト等による金融部門の安定性の評価、②金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況の評価、③金融危機対応能力の評価の三本柱で構成。2016年後半から2017年前半にかけて第3回対日審査が行われ、報告書はIMF理事会の議論を経て2017年7月に公表された。なお、日本の第1回FSAP報告書は2003年、第2回は2012年に公表されている。

（※1）2010年9月、IMF理事会は、重要な金融部門を有する国（日本等25ヶ国）につきFSAPを5年毎に実施することを決定。2013年には対象を29ヶ国に拡大。

（※2）前回のFSAP報告書は、「2003年の前回FSAP以降、金融システムの強化に向け重要な進展（具体例：資本状況の改善、不良債権比率の低下）。他方、多額の国債残高や経済の低成長といった要因が、中期的には金融の安定性への試練になり得る」と指摘。

（※3）2017年IMF・対日4条協議コンクルーディングステートメントの概要（金融関連）

(主な内容)

問題意識

金融機関は、低成長と低金利、及びその根底にある少子高齢化から来る逆風に直面。多くの金融機関及び生命保険会社は、国内での投資・与信が伸び悩み、収益確保のためにリスクを十分に理解していない海外証券投資・不動産投資といった新たな分野の業務を拡大している。こうした金融機関の直面する新たな課題に対応するためには金融監督の更なる深化・進展が必要。

主な提言

- ① 金融機関の新たな課題・リスクに対応するための金融監督の枠組みの強化
 - リスク・ベースの健全性監督の体制整備
 - 銀行・保険業界におけるコーポレート・ガバナンスの強化
 - 各銀行のリスク特性をより反映した資本水準を銀行に求めること
 - 保険業界に経済価値に基づいた健全性の評価制度を導入していくための取り組みを進めること
- ② マクロ経済や人口動態が金融機関に与える影響について金融機関と深度ある対話を行うこと、及び金融機関の存続可能性に関する懸念が見いだされた場合に迅速な対応を行うこと
 - 金融機関における手数料サービス等への移行の検討の推奨
 - 地域金融機関の統合の有効性の指摘
- ③ 危機管理・破綻処理の枠組みの更なる強化

2. IMF・金融庁・日本銀行共催 FinTech(フィンテック)コンファレンス

2018年4月IMF(国際通貨基金)、金融庁および日本銀行の共催により、FinTech(フィンテック)コンファレンスを開催した。当コンファレンスでは、アジアを中心とした各国当局やフィンテックに関心を持つ金融機関等が参加し、フィンテック分野におけるアジア各国の先駆的な動向やフィンテックを活用した金融の深化(金融包摂など)に焦点を当て、さらにフィンテックがもたらすリスクや規制上の課題について、議論された。

III 金融サービス利用者保護国際組織(FinCoNet)

1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。愛、英、中、加、仏、豪、西、日など24カ国のメンバーの他、オブザーバーとし

て6機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟。議長は、Lucie Tedesco 氏（加金融サービス利用者保護庁長官）が、事務局はOECDが務める。

FinCoNetの目的は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することである。

FinCoNetの全メンバーを集めた上で年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論。）を、1年に1回、メンバー国持ち回りで開催している（2017年に、東京で年次総会等を開催）。これら年次総会等の他に、執行評議会（予算執行・運営等を議論。）や各議題に応じた常設委員会が開催されている。当庁の幹部は、執行評議会メンバーに選任されている。

2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、当庁はSC3、SC4及びSC6のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「工具箱」をメンバーズサイト上に構築。今後、コンテンツをアップデート予定。
第2常設委員会（SC2） 短期かつ高金利の消費者金融のデジタル化	愛（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	デジタル化された短期かつ高金利の消費者金融やペイデーローンに対する金融サービス利用者保護上のリスク・問題認識及び監督上の対処。各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を2017年11月に公表した。
第3常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	葡（議長）、日、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	オンライン・モバイル送金等に係るセキュリティ・リスクに係る課題への規制・監督上の対処。各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を2018年1月に公表した。
第4常設委員会（SC4） フィンテックへの対応	西（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、露、モーリシャス	IT技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。各国が認識するリスク・監督上の課題及び対応状況について報告書を作成中。
第5常設委員会（SC5） 金融商品に関する広告	露（共同議長）、加（共同議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	2018年3月に初会合を開催。今後、金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について、議論を予定。
第6常設委員会（SC6） 顧客本意の金融商品、サービス等の提供	豪（議長）、日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、露、仏	2018年3月に初会合を開催。今後、金融機関に対して、顧客本意な金融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について、議論を予定。